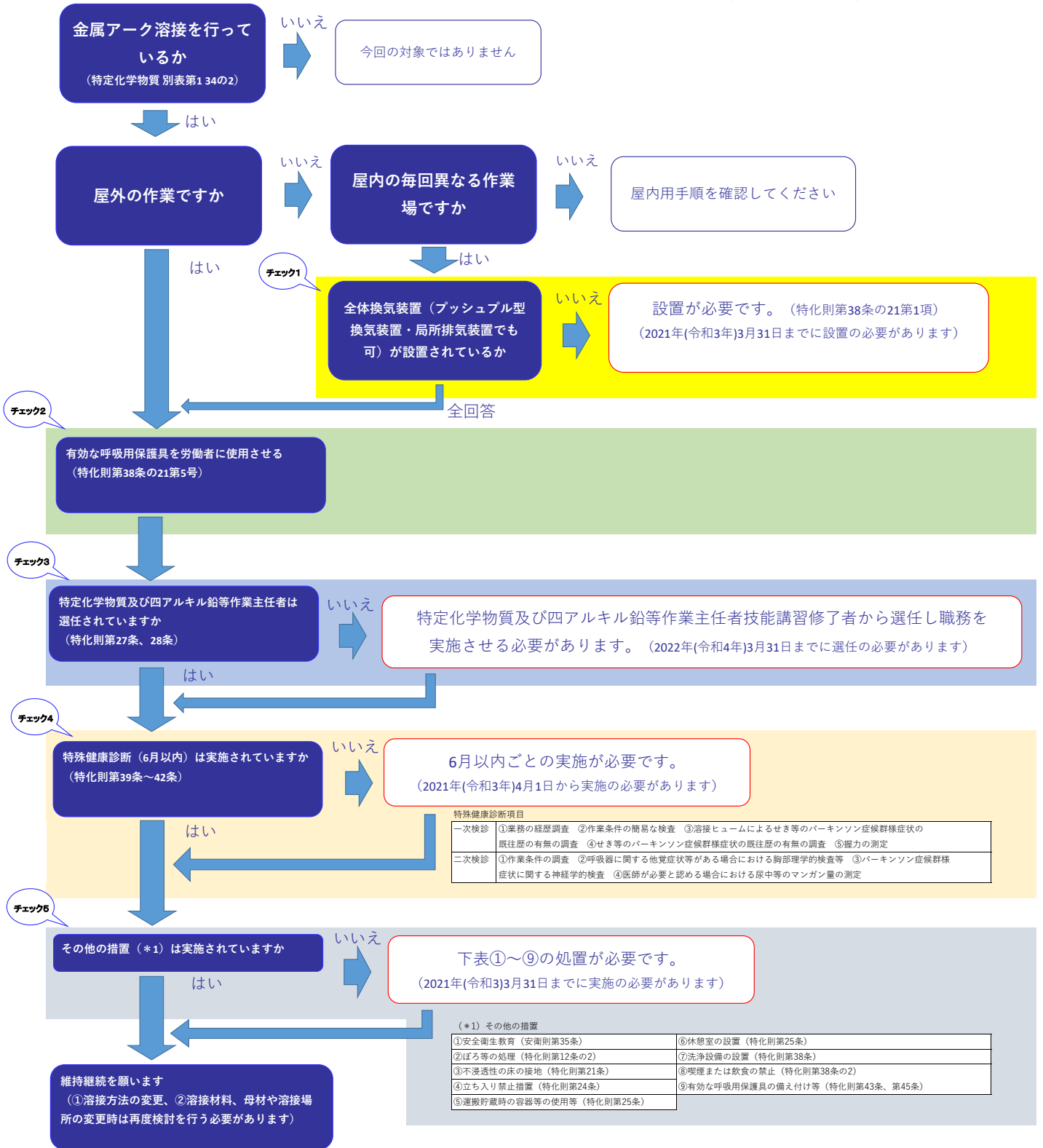


金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置義務付け確認シート

(屋外、屋内の毎回異なる作業場)



特殊健康診断項目

一次検診	①業務の経歴調査 ②作業条件の簡易な検査 ③溶接ヒュームによるせき等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の調査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の調査 ⑤握力の測定
二次検診	①作業条件の調査 ②呼吸器に関する他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガン量の測定

(*1) その他の措置

①安全衛生教育（安衛則第35条）	⑥休憩室の設置（特化則第25条）
②ばら等の処理（特化則第12条の2）	⑦洗浄設備の設置（特化則第38条）
③不透水性の床の接地（特化則第21条）	⑧喫煙または飲食の禁止（特化則第38条の2）
④立ち入り禁止措置（特化則第24条）	⑨有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条、第45条）
⑤運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）	

従来どおり、じん肺健康診断は実施する必要があります。